

白河ナンバー導入に係るQ & A

Q 1 : 白河ナンバーの対象車両は？

A 1 : 原動機付自転車、小型特殊自動車を除く、軽二輪以上の車両が、白河ナンバーの対象になります。

なお、臨時運行番号標、回送運行番号標、ダンプゼッケンナンバーは対象とはなりません。

○新規登録関係

Q 2 : 令和2年5月11日(導入日)以降、白河ナンバー対象地域で新規登録したときのナンバープレートはどうなりますか。

A 2 : すべて、白河ナンバーを交付します。

(福島ナンバーとの選択制ではありません。)

○番号変更関係

Q 3 : 白河ナンバー対象地域で、現在使用している福島ナンバーを白河ナンバーに変更できますか。

A 3 : 変更できます。

Q 4 : 白河ナンバー対象地域で、現在使用している福島ナンバーはそのまま使用していてもいいですか。

A 4 : 使用できます。あえて番号変更する必要はありません。

Q 5 : 白河ナンバー対象地域で、現在使用している福島ナンバーを同じ福島ナンバーに番号変更することはできますか。

A 5 : できません。

Q 6 : 白河ナンバー対象地域で、付与された白河ナンバーを福島ナンバーに変更することはできますか。

A 6 : 白河ナンバー対象地域で、一度付与された白河ナンバーは福島ナンバーに戻すことはできません。

○変更(移転)登録関係

Q 7 : 白河ナンバー対象地域で、現在使用している福島ナンバーの自動車を福島ナンバー対象地域へ変更(移転)登録を行う場合は、番号変更の必要はありますか。

A 7 : 番号変更の必要はありません。

Q 8 : 白河ナンバー対象地域で、現在使用している白河ナンバーの自動車を福島ナンバー対象地域へ変更(移転)登録を行う場合は、番号変更の必要はありますか。

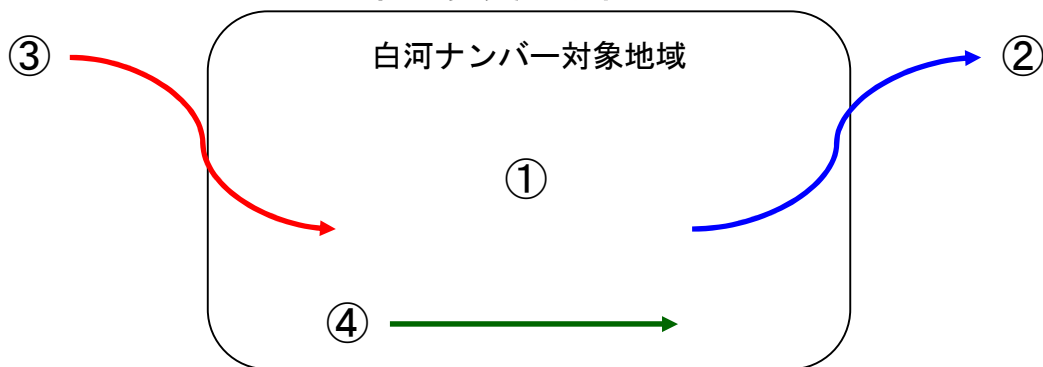
A 8 : 番号変更が必要となり、福島ナンバーが付与されます。

Q 9 : 福島ナンバー対象地域で、現在使用している福島ナンバーの自動車を白河ナンバー対象地域へ変更(移転)登録を行う場合は、番号変更の必要はありますか。また、他県から白河ナンバー対象地域へ転入してきた場合はどうですか。

A 9 : 他県から転入してきた場合も含めて、すべて白河ナンバーになります。
(福島ナンバーとの選択制ではありません。)

【参考】

番号変更等早わかり図



- ① 新規登録 (ア) すべて白河ナンバー (福島ナンバーとの選択制ではない。)
- ② 変更(移転)等

転出

 - (ア) 白河地域の福島ナンバー → 福島地域へ (番号変更なし。)
 - 会津、郡山地域へ (会津 NO、郡山 NO へそれぞれ番変あり。強制)
 - (イ) 白河ナンバー → 福島、会津、郡山地域へ (福島 NO、会津 No、郡山 NO へそれぞれ番変あり。強制)
- ③ 変更(移転)等

転入

 - (ア) 福島、会津、郡山ナンバー → 白河地域へ (白河 NO へ番変あり。強制)
 - (イ) 田村市のいわきナンバー → 白河地域へ (白河 NO へ番変あり。強制)
 - (ウ) 他県ナンバー → 白河地域へ (白河 NO へ番変あり。強制)
- ④ 番号変更
 - (ア) 白河地域の福島ナンバー → 白河ナンバーへ (希望により番変可能。)
 - (イ) 白河ナンバー → 白河ナンバー地域で福島ナンバーへ (不可)
 - ※ 白河地域の福島ナンバー → そのまま使用可能